

福島県南会津郡只見町の民具の データベース化とその問題点

小松 大介

I はじめに

福島県南会津郡只見町は、福島県の北西部に位置し、北は新潟県に隣接している。南会津郡は、雪の多い地域であるが、その中でも只見町は特に雪が多く、3m以上も積雪することがある。生業は、農業を中心としているが、只見町の大半が山林であるために、これを利用する伐採業も盛んに行われていた。冬季は、先に述べたように雪におおわれ農業を行うことができないため、雪を利用した木材搬出、関東稼ぎと呼ばれる出稼ぎによる屋根葺きなどが行われ、春から秋までは農業、冬季には別の職業という具合に兼業を行う家が多く、それらの職に関する民具が多く確認されている。農業に関しても、農地改良以前は、ヒドロッタと呼ばれる湿田が多く、湿田稲作を行うための民具も独自の発展を遂げてきた。また、ゼンマイ採りやツル細工などの民具も含まれ、豊富な山林資源を活用するための民具も多く確認されている。

こうした只見町の豊富な民具であるが、使用者が整理作業を行うという独特な整理スタイルを確立し、一般的に「只見町方式」という呼び方で、これから民具整理を行う自治体の注目を浴びてきた。多くの民具整理作業では、調査者が使用者から民具に関する情報を聞き取り、それをカード化して整理する手法が取られているが、この方法であると調査者の見解が含まれてしまい、その民具独特の情報が捨てられてしまう危険性がある。只見町では、使用者＝調査者になることで、細かい民具の情報までがカードに記入され、今まで、研究者が着目してこなかった民具の情報が盛り込まれている。

「只見町方式」によって整理された民具は4417点にのぼり、1992年に『図説 会津只見の民具』（只見町史編さん委員会1992）という報告書にまとめられている。それ以降も継続して整理作業が進められ、現在では8000点以上の民具が収蔵・整理されている。そして、2005年には、「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」という形で、2333点の民具が国指定重要文化財に指定された（只見町教育委員会2005）。「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」では、只見町という山村に特化した民具である「ゼンマイ採り用具」、「水田稲作用具」、「畑作・焼畑用具」、「狩猟用具」、「漁撈用具」、「山樵用具」、「麻糸製造用具」、「マタタビ細工用具」、「屋根葺き用具」、「仕事着」という10分類の民具が選ばれている。

神奈川大学21世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」では、只見町の民俗とともにこの民具をデータベース化しWEB公開する計画を立て製作を行った。このシステムは「只見町インターネット・エコミュージアム」と名づけられ、只見町の俯瞰画像から只見町の民俗を提示し、また、只見町の山村生活を表したイメージ図から生業を理解することができるシステムになっており、その中で、民具データベースは、各民俗や生業に関する民具を表示する形になっている。

本報告では、既存のWEB公開民具データベースで、データベースやその表示方法を見ながら、「インターネット只見エコミュージアム」における民具のデータベースの仕様および、データベース化にお

けるさまざまな問題点について考えていきたい。

Ⅱ WEB公開民具のデータベース

民具とは、渋沢敬三により提唱された概念で、日常生活の必要から技術的に作り出された身近卑近の道具である（宮本常一 1999）。そして、データベースとは、特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたものである。多くの博物館や資料館では、民具に限らず収蔵資料を管理するためにデータベースを作成しているところが多い。ただし、それは、一般公開し閲覧者が検索を行うための目的ではなく、あくまで管理を目的とした内部利用のためのデータベースの場合が多い。もちろん、収蔵するにあたり、民具の使用方法などの細かい情報は、収蔵カードに記入され、それをもととしてデータベースが製作されるが、管理する側としては、民具の収蔵場所や状態や寄贈者などの基本的な情報を確認できれば、その目的は達成されてしまう。民具の詳細な情報が必要となれば、データベースのもととなった収蔵カードを閲覧することになる。WEB公開となると、閲覧者は、インターネットを接続できる万人が対象となり、管理的な情報よりも、民具の詳細な情報を表示することになる。また、文字だけによる民具の情報だけでなく、民具の写真や実測図などの豊富な民具に関する情報を一度に取得することができる。WEBを介すことにより、これまで収蔵庫だけに押し込められていた民具が、現地に行かなくても閲覧することができ、簡単に必要な民具の情報を引き出し、その中から新たな発見を見出せば、現地を訪れたときに迅速に行動できることになるであろう。しかし、民具には豊富な情報がありすぎて、すべての情報をWEB上に表示させると煩雑になりすぎてわかりづらくなってしまいう危険性もはらんでいる。そのため、検索やキーワードなどで必要な情報を引き出しやすくするための工夫が必要となり、何をWEB上に表示し、何を表示させないか、製作者を悩ます部分でもある。ここでは、すでにWEB上にて一般公開されている民具のデータベースを見てい

くことにする。

(1) 事例1：岩手県有形民俗資料データベース 2003

岩手県九戸郡山形村川井在住の長内三蔵氏が採集した民具と岩手県久慈市山根町端神在住の故岩泉市太郎家の民具を岩手大学人文社会科学部の学芸員養成課程が実測・聞き書きを行い、それをもとにデータベース化を行った。ここでは、環境的な要因もあり、民具名の一覧からの選択と文化庁分類にもとづいて作られた分類からの検索と民具カード内の全文検索を行うことができるだけにとどめている。データベース化の問題点として挙げられているが、「不用意な名称の統一は、人文科学的なさまざまな情報をうっかり抹殺しかねない危険性をはらんでいる。またくものにはひとつのくもの」がさまざまな場面で使用される兼用性があり、生活文化の側面から分類されている文化庁分類にも納まりきれないくもの」が出てくる」（岩手大学総合情報処理センター 2003）としている。

(2) 事例2：福井市文化財保護センター 民具データベース

福井市文化財保護センターが収蔵・調査を行った民具を文化庁分類によって分類し、分類項目から資料を閲覧することができる。徳島県松茂町教育委員会でも同様の民具データベースが存在している。

(3) 事例3：農林水産研究情報センター 写真でたどる農機具の発達史

このデータベースは、『写真でみる農具民具』（農林水産技術会議事務局編 1988）および『農林業技術発達関係資料目録』（農林水産省農林水産技術会議事務局 1987）に収録されている資料のうち約3000点の活字情報をデータベース化し、だれでも簡易に目的の資料を検索できるしくみにしたものであり、社団法人農林水産技術情報協会により全収蔵資料の現物確認調査を行った上で作成されたもの」（農林水産研究情報センター）である。登録されている資料は、「農林業技術の発達過程にとって代表



図1 岩手県有形民俗資料データベース 2003



図2 福井市文化財保護センター 民具データベースから作図

的なものについて、主に人力、畜力を動力源とした農具並びに農林家の衣食住に関する民具（農林水産省農林水産技術会議事務局 1987）である。このデータベースでは、「資料名」、「大分類」、「中小分

類」、「使用年代」、「収集地」、「解説文」等の資料に関する情報とデータベースへの「登録日時」、「登録者」、「更新日時」、「更新者」を検索することが可能となっている。使用されている分類は、「農林業技



図3 農林水産研究情報センター 写真でたどる農機具の発達史

術発達関係資料体系的整備検討会」において検討された「資料整理区分表」に基づいており（農林水産省農林水産技術会議事務局 1987）、農業に特化された分類になっている。農業における各作業による分類と「鋤」、「犁」等の代表的な資料を「大分類」とし、それに関する資料を「中小分類」としている。農業以外の「大分類」として畜産、養蚕、林業なども含まれているが、作業による細かい分類は行われていない。

WEB上に公開されている3つの民具データベースを見てきたわけだが、どのデータベースも閲覧者が目的の資料を検索しやすくさせるための工夫を見ることができる。そのポイントとして分類をあげることができるが、「岩手県有形民俗資料データベース2003」と「福井市文化財保護センター 民具データベース」では、文化庁分類を使用し、「農林水産研究情報センター 写真でたどる農機具の発達史」では、農業の各作業に特化した分類を使用している。文化庁分類については後述するが、民具の用途をもとにした分類であり、使用目的による検索が

可能となる。「農林水産研究情報センター 写真でたどる農機具の発達史」における分類では、分類を農業に特化し細かく分類することで、民具から農業を理解させようという努力が見られる。また、すべてのデータベースに共通して使用方法や解説文による全文検索を行う場合が多く、そこに含まれる単語による検索を可能としており、閲覧者の検索の手助けを行っている。

Ⅲ 民具データベースにおける問題点

民具のデータベース化においてさまざまな問題が存在している。一番考えなくてはいけないことは、閲覧者が目的の民具を検索しやすくさせることであるが、検索だけに重点を置きすぎるがために、民具の特色が消えてしまうことは避けなくてはならない。ここでは、民具分類と民具名称について考えていきたい。

(1) 民具分類

文化庁は、昭和29年「重要民俗資料指定基準」

を告示し、民具の用途によって10の分野に分類し、その後、「口頭伝承」を加えて11分野とし、大中小項目を追加し、『民俗資料収集の手びき』として提示した（岩井宏実他 1985）。文化庁では、民俗資料を「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護委員会事務局記念物課 1965）とし、10分野の民俗資料を無形民俗資料と有形民俗資料に分けて定義している。大項目としては、「衣食住」、「生産・生業」、「交通・運輸・通信」、「交易」、「社会生活」、「信仰」、「民俗知識」、「民俗芸能」、「競技・娯楽・遊戯」、「人の人生」、「年中行事」が設定され、それぞれに中小項目が用意されている。この分類は一般的には「用途分類」「文化庁分類」と呼ばれる。なお、最後に加えられた「口頭伝承」は無形民俗資料のみである。この文化庁によって定義された分類では、分類できない民具も出てきており、再定義の必要がでてきている。各自治体では、分類できない民具に対しては、文化庁による分類に追加・変更をして対応している。また、複数の大項目に関連する民具もあり、同一の民具でありながらそれぞれの項目に分かれて登録される民具もある。

宮本常一は、『民具学の提唱』で「民具はすべて人間の手足によって動かし得るものであると考え、その民具は人間のあらゆる行動・行為の延長にあるものとして、人間の行動の目的に添って分類」することを「機能分類」とし、人間の動作による分類を立案したが、目的別の大項目を設定したのみで、動作による細項目は提示されなかった（岩井宏実他 1985）。この分類は一般的に「機能分類」と呼ばれる。行為における分類は、示唆的で民具を分類する上で人類共通の分類となりうるかもしれない。しかし、行動・行為には、人が主体となる行為・行動とその結果の意味が含まれる行為・行動が考えられる。鋸を例にすれば、人が主体となれば、柄を「掴む」、鋸を「挽く」という行為・行動となるが、結果としては、鋸によって「切る」という行為・行動

になる。人の行為・行動を整理し、すべての民具が行為・行動により分類できるような分類を考案しなければならない。川村善之氏は、行為・行動による分類として、「叩く、敷く、透す、切る、のせる、掃く、削る、容れる、洗う、突く、包む、仕切る、挟む、掬う、腰かける、吊るす、注ぐ、鳴らす」（川村善之 2004）の18分類を提示している。

2章でとりあげたデータベースでは、「岩手県有形民俗資料データベース2003」でも挙げられていたが、1つの民具に1つの分類および1つの意味しか含ませることができない。例えば、コウシキと呼ばれる民具では、掘るための道具であり、雪下ろしにも使用されれば、肥だしにも使用される。また、農業においては稲のノゲを落とす際にも使用される。コウシキに雪下ろしの意味だけを持たせてしまうとそれ以外の意味が失われてしまい、コウシキという民具の本来の姿を表現することができない。

(2) 民具名称

民具名称は、まさに民具につけられた名前であるが、地域ごと、村ごと、家ごと、さらには個人ごとにその名前は違う可能性をはらんでいる。また、複数の作業で使われる民具では、作業によって同一の民具であっても、その作業に特化した名称で呼ばれることがある。例としては、豆の脱穀に使われるマトオリは、人によってはマメオトシと呼ばれることがある。このマトオリは糸つむぎでは、ヨッツォと呼ばれ、意図を繕って巻きつけるための道具に代わる。

民具分類と民具名称の問題点を見てきたわけであるが、ひとつ間違えると民具が持つ豊穡な世界を失ってしまう危険性があり、これらの問題を解決する努力をしていかなければならない。次に、実際に只見町の民具データベースの概観を見ていくこととする。

IV 只見町における民具データベース

(1) 只見町民具データベースの目的

只見町民具のデータベース化では、国指定重要文化財に指定された2333点の民具をデータベース化し、検索・抽出を行うことができるシステムを作成することにある。只見町での民具整理作業は実際に地元で民具を使用した人が記録を行っているという特徴があり、この特徴を生かすためには、使用方法だけではなく絵や感想などが書き込まれた民具カー

ドを見せることが第一の手段である。

本データベースを使用する対象者としては、WEBによる一般公開という特性上、只見町町民ならびにそれ以外の一般閲覧者が気軽に閲覧することができ、一方では、民具を専門に研究している研究者が使用に耐えるデータベースを作成することを目的とする。

(2) 只見町民具データベースの構造

只見町における民具カードは、一般民具カードと国指定民具カードに分けられている。一般民具カー

テーブル名：只見町民具情報	
項目	備考
第1次分類番号	収集時につけられた通し番号
第2次分類番号	国指定登録時につけられた生業ごとの分類番号+通し番号
分類番号	文化庁分類による分類番号+通し番号
地方名1	民具につけられた名称
地方名2	
地方名3	
統一名	同一民具の統一的な名称。検索用の項目であり画面上には表示させない。
作業名1	民具を使用するときの作業や用途
作業名2	
作業名3	
材料1	民具の素材、材料
材料2	
材料3	
採集地	民具寄贈者の大字名
寄贈者	民具寄贈者の氏名
キーワード1	民具との関連性を持つキーワード
キーワード2	
キーワード3	

表1 只見町民具情報データベース項目一覧表

国指定・重要有形民俗文化財
「金沢民具の伝承用具と民俗コレクション」

民俗資料調査カード

品番 3699 分類番号 13501-43

資料名 ユーシキ (標準名)
写真・絵図・寸法等 3699

寄贈年月日 昭和47年12月16日
所在地 (住所) 只見町大字町澤字 湯地
所有者 (氏名) 秋谷部 春一

材質 木
使用年代 昭和
使用目的 除雪

収蔵場所 只見町公民館

調査年月日 平成12年5月25日
調査員 馬場 謙 夫

只見町教育委員会

写真1 只見町一般民具カード

只見町民俗資料調査カード

品番 3699 分類番号 13501-43

種別名 コウシキ 別名

国指定理由 昭和47年12月16日 国指定 只見町教育委員会

国指定番号 国 13501-43-13501-43 13501-43-13501-43

国指定年月日 昭和47年12月16日 国指定 只見町教育委員会

種別名 ユーシキ 別名 ユーシキ

製作地 湯地

国指定理由 昭和47年12月16日 国指定 只見町教育委員会

国指定番号 国 13501-43-13501-43 13501-43-13501-43

国指定年月日 昭和47年12月16日 国指定 只見町教育委員会

調査年月日 平成12年5月25日
調査員 馬場 謙 夫

国指定民具調査員 馬場 謙 夫

写真2 国指定民具カード

ドとは、只見町教育委員会に寄贈されたすべての民具に対して整理・記録が行われたカードで、国指定民具カードとは、この一般民具カードの中から「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」として選別され新たに作成されたカードである。「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」として登録されている民具は、一般民具カードと国指定民具カードの2種類が存在することになり、1つの民具に対して2種類の民具カードを表示させる必要がある。一般民具カードには、文化庁分類による一意の分類番号がつけられている。また、国指定民具カードには、一般民具カードの文化庁分類による分類番号の他に生業ごとに分類された分類番号がつけられている。上記を踏まえて下記のようなデータベース項目を用意した。

(3) 民具分類の問題の解決

文化庁分類による分類番号は、只見町により決定されたものであり、新たに決めなおすことは難しい。複数の用途で使用される民具は、同種の民具であっても別々の分類番号で登録されており、分散されて管理されている。このため、複数の用途で使用される民具は、1つの分類だけではなく、他の分類も探さなければすべての民具を見ることができない。そこで、用途が複数あることをどのように表現するかを考えた場合、複数ある用途を作業1、2、3で表現することにより、複数の用途から検索することが可能となる。また、機能分類においては、行為の主体をどこにおくのかという問題をはらんでいるが、キーワード1、2、3で表現することによって機能からの検索を可能とした。

(4) 民具名称の問題の解決

民具名は変化しやすく、同一民具であっても無数の民具名が存在する可能性がある。かといって民具カードにつけられた名前をすべて統一的な名前につけかえてしまうと、その多様性が失われる。そこで、民具カードにつけられた名称はそのまま地方名1、2、3で表現し、複数の名称があっても統一名で同じ民具名を入力することによって解決することができる。

V おわりに

当初、データベースの製作は、すでに只見町で決められた分類を基本として表現すればいいと考えていたが、文化庁分類に含まれる問題、名称による問題があり、このままデータベース化することは困難であることが判明した。また、データベースでは、民具個別の情報を理解することは可能であるが、生業などの各作業における民具と民具の関連性や作業工程における民具使用の流れを理解するには難しい。この点に関しては、データベースとは別に作業工程のコーナーを設けて、その中で使用する民具を表示し、このデータベースとリンクさせることで補っている。民具とは、ただ単独で成立する道具ではなく、さまざまな他の民具と併用されることで、民俗として成立していることを理解してもらうことが狙いでもある。データベース単体だけではなく、このような民俗についての説明を行うコーナーを置くことで初めて民具データベースを活用することができる。

民具番号	民具名	統一名
001	マトオリ	マメオトシ
002	マトウオリ	マメオトシ
003	マメオトシ	マメオトシ
004	ヨッツォ	マメオトシ
005	ヨッツォヨリ	マメオトシ

- ①「ヨッツォ」で検索
- ②ヨッツォ内の統一名「マメオトシ」を取得
- ③取得した「マメオトシ」で統一名を検索
- ④統一名が「マメオトシ」であるものを取得

表2 民具名による検索の例

検索の充実度が閲覧者の手助けを行うことを前述したが、今回の只見町の民具データベースでは、民具名による検索、文化庁分類による検索、作業名による検索、採集地による検索、キーワードによる検索を用意した。本来であれば、民具カードに記載されている全文をデータベースに登録して全文検索を行うことが理想であるが、時間的な制約もあり、民

具カードから分析して抽出したキーワード項目による検索にしている。使用者が調査を行うという「只見町方式」による民具整理を活用するには、本文による全文検索が最もふさわしく、研究者や専門家によるキーワード抽出は、補助的な役割は果たせるであろうが、このデータベースの意図とは離れており、今後の課題となるであろう。 (こまつ・だいすけ)

【参考文献】

- 岩井宏実他 1985 『民具調査ハンドブック』雄山閣
川村善之 2004 『日本民具の造形』淡交社
只見町史編さん委員会 1992 『図説 会津只見の民具』只見町
只見町教育委員会 2005 『会津只見の生産用具と仕事着コレクション』只見町教育委員会
農林水産省農林水産技術会議事務局 1987 『農林業技術発達関係資料調査収集事業資料目録（古農具・民具等）
農林水産技術会議事務局編 1988 『写真でみる農具民具』農林統計協会
文化財保護委員会事務局記念物課 1965 『民俗資料調査収集の手びき』第一法規
宮本馨太郎 1979 『図録 民具の基礎知識』柏書房
宮本常一 1999 『民具学の提唱』未来社

【参考ホームページ】

- 岩手大学総合情報処理センター 2003 「岩手県有形民俗資料データベース2003」
<http://www.museum.iwate-u.ac.jp/dfcweb/index.htm>
農林水産研究情報センター 写真でたどる農機具の発達史
<http://meta.affrc.go.jp/afftool/top.html>
福井市文化財保護センター 「民具データベース」
<http://www.city.fukui.lg.jp/d620/bunka-b/mingudatabase.html>
松茂町教育委員会 「収集民具データベース」
http://www.geocities.jp/shiichi827/kyoiku-mingu/frame_menu.html